

いよう、徹底的な再発防止策について検討するため、有識者からなる「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」を設置しました。

さらに、2月3日付けで公益社団法人日本バス協会に対し、次の事故防止通達を发出しましたので、関係者の方々におかれましては周知をお願いいたします。

「軽井沢スキーバス事故を受けた対策について」

→ http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000050.html

◆運転者に対する運転技能の指導の徹底について

当該事故原因については、現在、警察において捜査中であり、また、事業用自動車事故調査委員会においても調査を実施しているところですが、事故時に運転していた運転者が大型バスの運転に不慣れであったことが一つの原因であったとの指摘もあります。

このため、バス輸送の安全確保の徹底を図り、安全・安心の回復に万全を期すため、改めて下記事項について徹底を図って下さい。

なお、今般の事故を踏まえた再発防止策については、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」において検討しているところであり、今後、追加的な対策を講じていくこともあり得ることを申し添えます。

記

1 新たに雇い入れた運転者であって、過去3年以内に同一の種類の事業の事業用自動車の運転者として選任されていた者についても、過去の経歴・運転経験を把握した上で、乗務させようとする車種区分にかかる運転経験が十分でない場合には、当該車種区分の事業用自動車を運転させ、添乗等により安全な運転方法を指導すること。

2 新たに雇い入れた運転者以外の運転者についても、乗務させようとする車種区分にかかる運転経験が十分でない場合には、必要に応じ、当該車種区分の事業用自動車を運転させ、添乗等により安全な運転方法を指導すること。

3 その際、添乗等による指導のほか、参加・体験・実践型の指導及び監督の手法や、自動車安全運転センターや自動車教習所等の外部の専門的機関を積極的に活用するよう努めるとともに、「指導及び監督の実施マニュアル」（平成24年3月発行）を活用し、実効性のある指導・監督を実施すること。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ <http://www.mlit.go.jp/common/001118206.pdf>

◆貸切バスの安全確保の再徹底について

軽井沢スキーバス事故を受け、国土交通省は、全国の地方運輸局等において、貸切バスの出発時における街頭監査を緊急的に実施しているところです。

1月29日現在、全国17カ所で監査を実施し、監査車両96台のうち45台に、法令違反又は法令違反の疑いが確認されています。これらの多くは、乗務員の過労運転防止のための遵守事項のチェックのために定められている運行指示書の記載不備、あるいは車内表示の不備等、いずれも基本的遵守事項であり、事故の再発防止の取り組みが行われている最中にもかかわらず、社会の信頼を揺るがす事態になっていることは誠に遺憾です。

ついては、これらの法令違反の防止を徹底するため、街頭監査時に確認された違反の多い事項を中心に、事業者が注意すべき事項をとりまとめました。

出庫時には、運行管理者が、別紙を活用した最終確認を必ず行い、法令遵守を確実に履行することにより、輸送の安全確保の徹底に万全を期して下さい。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ <http://www.mlit.go.jp/common/001118207.pdf>

◆貸切バスのシートベルトの着用徹底について

当該事故に関連する報道では、この種の貸切バス等では、乗客がシートベルトを着用していないことが多いとの指摘がなされているところであります。

シートベルトの着用は、衝突時の被害を軽減したり、車外放出の危険性を低くする等、死亡事故防止に効果があり、また、道路交通法（昭和35年法律第105号）において全ての座席においてシートベルトを着用させるよう運転者に義務付けられているところでありますが、今般改めて下記事項について周知・徹底を図って下さい。

記

1 乗客の安全を確保するため、次の事項について徹底すること。

(1) シートベルトを座席に埋没させないなど、シートベルトを乗客が常時着用することができる状態にしておくこと

(2) 別添リーフレットの座席ポケットへの備付け等により乗客へのシートベルトの着用の注意喚起を行うこと

また、貴協会において配布しているステッカーや事業者が各自作成しているステッカーについても、座席に貼付するなど積極的に活用すること

(3) 車内放送等により乗客にシートベルトの着用を促すこと

(4) 発車前に乗客のシートベルトの着用状況を目視等により確認すること

(交替運転者や添乗員の補助を得ることも可)

2 その他、待合室や営業所への備付け、安全キャンペーンでの街頭配布を始め、あらゆる機会を捉え、別添リーフレットを配布すること等により、シートベルト着用の励行を図ること。

- 事業参入の際の安全確保に関するチェックの強化
- 監査の実効性の向上（事業参入後の安全確保についてのチェックの強化）
- 運転者の運転技術のチェックの強化
- 運賃制度の遵守等、旅行業者を含めた安全確保のための対策の強化
- 衝突被害軽減ブレーキ等、ハード面での安全対策の強化 など

※その他、詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.ml it. go. jp/report/press/jidosha01_hh_000054. html

→ http://www.ml it. go. jp/report/press/jidosha01_hh_000055. html



【10. バス運転者の健康起因事故防止の徹底について】

（配信日：H28. 1. 29）

運転者の健康状態に起因する事故の防止については、従来から機会あるごとに指導してきたところでありますが、今月に入り、運転者の健康状態に起因すると思われる事故が相次いで発生しました。

- ① 東京都小金井市における乗合バス事故（1月7日）
- ② 兵庫県淡路市の神戸淡路鳴門道における貸切バス事故（1月17日）
- ③ 宮城県仙台市における乗合バス事故（1月22日）

幸い、乗客や歩行者に死傷者は生じなかったものの、一つ間違えれば大事故になりかねない状況が生じたところであり、安全の確保が全てに優先されるべき公共交通機関において、このような事態が生じたことは誠に遺憾であります。

このため、改めて貴協会傘下会員に対し、改めて下記の内容をはじめとした「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」等の運転者の体調急変に伴う事故を防止するための対策の再徹底を図られたい。

記

1. 定期健康診断による疾病の把握

定期健康診断において、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、当該運転者に医師の診断または治療させ、その結果（医師からの乗務に係る意見）を把握すること。

2. 就業上の措置の決定

上記1における医師からの意見等を勘案し、当該運転者における就業上の措置（業務負担の軽減、業務転換、乗務の継続／中止等の措置）を講じること。

- ・運行指示書の携行なし
- ・車外・車内表示違反 等

このように36%の貸切バスに違反が認められたところです。

関係事業者の皆様におかれましては、輸送の安全確保の徹底を図り、事故防止に万全を期すようお願いいたします。



【12. 貸切バスの安全確保の徹底について】

(配信日：H28.1.16)

1月15日(金)午前1時59分頃、長野県北佐久郡軽井沢町の国道18号線において貸切バスが対向車線をはみ出して崖下に転落し、14名が死亡し、27名が負傷するという誠に痛ましい事故が発生しました(15日午後17時現在)。

輸送の安全の確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、このような事故は国民の生命、身体及び財産を害するとともに、運送事業そのものの社会的信頼を大きく失墜させるものであり、誠に遺憾であります。

このため、貸切バスの安全確保の徹底を図り、利用者の信頼回復に万全を期すため、貴会傘下会員に対し安全対策及び事故防止の徹底が図られるよう下記事項について周知徹底を図られたい。

記

1. 運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。
 - (1) 確実に点呼を実施すること
 - (2) 乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握に努めること
 - (3) 適切な運行計画を作成し、確実に指示すること
2. 乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再徹底すること。
3. 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

上記の内容は、平成28年1月15日付け、国自安第239号により、公益社団法人日本バス協会に対し、事故防止通達として発出しています。



【13. バスの車両火災事故防止の徹底について】

(配信日：H28.1.8)



【15. 降積雪期における輸送の安全確保の徹底について】

(配信日：H27.11.27)

輸送の安全確保については、機会あるごとに注意喚起してきたところですが、依然として毎年雪による自動車事故等が発生しております。

このような状況を踏まえ、今般、平成27年11月13日付け中防災第28号で中央防災会議会長（内閣総理大臣）から降積雪期における事故防止対策の徹底に努めるよう通知がされました。

これから本格的な降積雪期を迎える中、輸送の安全確保等に遺漏のないよう、関係者におかれましては次の事項について周知徹底を行い、事故の防止に努めるようお願いします。

■気象情報や道路における降雪状況等を適時に把握し、以下の対策を講ずることにより、輸送の安全確保に万全を期すこと。

- ① 積雪・凍結等の気象及び道路状況により、早期にスタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンを装着するよう徹底を図ること。なお、スタッドレスタイヤへ交換する際は、ホイール・ボルトの誤組防止、締付トルクの管理を確実に行うこと。
- ② 点呼時等において、運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を行うこと。
- ③ 積雪・凍結時における要注意箇所の把握に努めること。
- ④ 気象状況が急変し、安全運行が確保できないおそれがある場合は、運行計画の変更等の適切な措置を講ずること。
- ⑤ 乗務員に対して、スリップの要因となる急発進、急加速、急制動、急ハンドルを行わないよう指導するとともに、道路状況、気象状況に応じた安全速度の遵守、車間距離の確保について指導を徹底すること。

上記の内容は、平成27年11月26日付け、国自安第163号により、関係団体に対し、事故防止通達として発出しています。



【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

*このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html>)

【参考】

* 自動車局ホームページ

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>)

*** 自動車の不具合情報はこちら**

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付 (www.mlit.go.jp/RJ/)

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

・ 自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

*** 自動車のリコール等の通知等があったときは！**

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

